

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	さいたま市立高等看護学院
設置者名	さいたま市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護科	夜・通信	69 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ上に掲載： https://www.city.saitama.lg.jp/kango/002/p063904.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	さいたま市立高等看護学院
設置者名	さいたま市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	さいたま市立高等看護学院学校関係者評価委員会
役割	前年度の学院活動全般に係る自己評価（①教育理念・教育目標②学校運営③教育課程・教育活動④学生の募集と受け入れ⑤卒業・就職⑥学生生活への支援等）について、評価結果内容が適切かどうか等を、当該委員会を開催し検討する。 また、評価結果を踏まえた改善方策については、本学院長を中心とした学校評価担当者が8月までに検討し、学院運営に活用する。なお、当該委員会は、保護者・卒業生・外部講師・実習先から選出し6人以内を組織する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
さいたま市立病院 副看護部長	2025.4.1～ 2027.3.31	本学院実習先病院
さいたま市立病院 病院総務課長	2025.4.1～ 2027.3.31	本学院実習先病院
（備考） その他外部人材4人		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	さいたま市立高等看護学院
設置者名	さいたま市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
・年度末に授業のねらい、授業内容、授業方法、授業の時期、評価の方法について検討を行っている。 ・授業時間外に必要な学修については授業計画書の受講上の注意・その他の欄に記載し学生に周知している。 ・年度初めにシラバスとして 1 冊にまとめ、学生に配布している。	
授業計画書の公表方法	https://www.city.saitama.lg.jp/kango/002/p063904.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
・授業計画書に記載された評価方法(試験、レポート等)により評価を実施している。 ・学則第 5 章「授業科目の履修及び単位の認定」に則し、評価を実施している。 ・学則第 5 章「授業科目の履修及び単位の認定」に則し、単位認定について実施し、また学則第 7 章「卒業」に則し、卒業認定について実施している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・各授業科目で成績評価（筆記試験、技術試験、レポート等）を実施している。 ・成績評価については各科目について100点満点で換算し、A（80点～100点）、B（70点～79点）C（60点～69点）、D（60点未満）での評価を実施している。 ・履修科目の成績を点数化し、全科目の合計点の平均により学年末に学年順位をつけ、成績の分布状況を把握している。 ・再試験、追試験の対象の基準については学則第5章「授業科目の履修及び単位の認定」に掲載している。 (学生には刊行物[シラバス及び学生便覧]にて配布)	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.city.saitama.lg.jp/kango/002/p063904.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・教育理念に基づき、期待される卒業生像（教育目標）を以下のとおり掲げ、ホームページに公表している。 1) 人間の多様な価値観を尊重し行動できる、豊かな人間性を備えている。 2) 人間を統合的に捉え、人々の健康と生活の質を高める看護が実践できる基礎的能力を身につけている。 3) 人々の生命と権利を尊重し、専門職業人として倫理観に基づいた行動がとれる。 4) 看護実践者として国内外の社会変化や医療の最新の知識・技術を把握し、自ら学び続ける姿勢をもつ。 5) 保健・医療・福祉制度と多職種の役割を理解し、チーム医療を実践する能力をもつ。 ・学則第7章に基づき、卒業認定の会議を開催し、単位の修得、出席状況等を総合し卒業認定を行っている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.city.saitama.lg.jp/kango/002/p063904.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	さいたま市立高等看護学院
設置者名	さいたま市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	106 単位	83 単位	単位	23 単位	単位	単位
単位時間／単位							
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
180 人		178 人	0 人	20 人	119 人	139 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・授業計画については年度末に授業のねらい、授業内容、授業方法、授業の時期、成績評価の方法について検討を行っている。 ・授業時間外に必要な学修については授業計画の受講上の注意・その他の欄に記載し学生に周知している。
成績評価の基準・方法
（概要） ・各授業科目で成績評価（筆記試験、技術試験、レポート等）を実施している。 ・成績評価については各科目について100点満点で換算し、A（80点～100点）、B（70点～79点）C（60点～69点）、D（60点未満）での評価を実施している。 ・履修科目の成績を点数化し、全科目の合計点の平均により学年末に学年順位をつけ、成績の分布状況を把握している。
卒業・進級の認定基準
（概要） ・単位認定、進級については学則第5章「授業科目の履修及び単位の認定」に基づき、会議を開催し決定をしている。 ・卒業認定については学則第7章に基づき、会議を開催し、単位の修得、出席状況等を総合し、卒業認定を行っている。

学修支援等
(概要) 学年担任によるクラス全体の支援の実施をしている。一人ひとりの学生については、アドバイザーが付き学習支援、学校生活の支援を実施している。また、状況に応じて保護者を交えて面談を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
55 人 (100%)	4 人 (7.3%)	50 人 (90.9%)	1 人 (1.8%)
(主な就職、業界等) さいたま市立病院、さいたま市民医療センター、埼玉メディカルセンター等			
(就職指導内容) 就職希望先の選択のため、学生を病院等のインターンシップに積極的に参加させている。また、2年生の学年末に近隣の病院を招き、病院説明会を実施している。さらに、就職面接、小論文の書き方などの指導や、アドバイザー及び学年担当による個別相談を実施している。			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
188 人	4 人	2.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学年担任及び各学年担当の教務主任による面接を実施している。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護科	市内 8,000 円	180,000 円	0 円	
	市外 100,000 円			
	円	円	円	
	円	円	円	

修学支援（任意記載事項）
【さいたま市立高等看護学院条例第9条より抜粋】 （入学金及び授業料の減免及び猶予） 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学金若しくは授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 (1) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条第1項の認定を行ったとき。 (2) 前号に定めるもののほか、市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.city.saitama.lg.jp/kango/001/p120516.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
前年度の学院活動全般に係る自己評価（①教育理念・教育目標②学校運営③教育課程・教育活動④学生の募集と受け入れ⑤卒業・就職⑥学生生活への支援等）について、評価結果内容が適切かどうか等を、当該委員会を実施し検討する。 また、評価結果を踏まえた改善方策については、本学院長を中心とした学校評価担当者が8月までに検討し、学院運営に活用する。なお、当該委員会は、保護者・卒業生・外部講師・実習先から選出し6名以内を組織する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
さいたま市立病院 看護部	2025.4.1～2027.3.31	実習先病院
さいたま市立病院 病院総務課	2025.4.1～2027.3.31	実習先病院
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.city.saitama.lg.jp/kango/001/p120516.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.city.saitama.lg.jp/kango/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H111210900014
学校名 (〇〇大学 等)	さいたま市立高等看護学院
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	さいたま市

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		24人（ 0）人	24人（ 0）人	48人（ 0）人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	15人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	4人	7人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	5人	2人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	1人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				48人（ 0）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	2人	-	-
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	-	-
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	-	-
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	-	-
計	2人	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	-	後半期	-

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	-	-

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	0人	-	-
GPA等が下位4分の1	0人	-	-
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	-	-
計	0人	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。